

資源地代税 (Resource Rent Tax) について

山 田 健 治

1. はじめに

石油の税制は、投資環境に応じてめまぐるしく変化している。北海のケースでは、石油価格の低迷が続いて以降、ロイヤルティーさえ問題にされてきた¹⁾。税制は、少なくとも将来のことを考えると中立的でなければならない。特に、石油資源を核として今後経済開発を行おうと計画している開発途上国としては、開発に必要なノウ・ハウ、資金、さらに販路を持っているのが外国の石油会社である点に注意を払ってきている。

少なくとも、開発の初期の段階においては余分のリスクを石油会社に負担させることは、開発へのしりごみ、早期の生産による資源の涸渇という問題を引き起こす。したがって、初期には開発を促進し、長期にわたりリスクを少なくするような租税政策が考えられねばならない。

石油資本の受入国 (Host Countries) は、少なくとも開発される石油資源から得られる経済的地代 (Economic Rent) あるいは資源地代 (Resource Rent) を最大にしようとする。そのための手段として、周知のロイヤルティー (Royalty)、所得税、法人税などの他に、さまざまな特別な課税措置を考える。北海の追加石油収入税とか特別石油税などがそれである²⁾。

しかし、このような各種の課税が石油税制を混乱させているという石油会社の批難にも強いものがある。特に、石油価格の低迷が続いて以降、税制に対する反省が求められている。

本稿で取り上げる資源地代税 (Resource Rent Tax=RRT) は、新しいタイプの税として注目されているものである。以下では、やさしい RRT の解説書の内容をまとめて紹介しながら具体的な計算例にも言及してみよう³⁾。

2. RRT とは

資源地代税は追加利潤税 (Additional Profits Tax=APT) の一つである。APT とは、伝統的な税 (ロイヤルティーとか所得税) に付加されて使用される (鉱物や石油のプロジェクトで) 税である。この税の目的は、鉱物資源開発から得られる経済的地代を吸収することにある。特に、投資の受入国が国家の立場から経済的地代をより多く吸収することを目的としたものである (もっとも、何らかの合理性がなければ、投資者たる石油会社や資源開発業界の合意は得られないことはいうまでもない)。

APT が導入される理由としては、以下のものがある。第一は、資源開発にとまなう不確実性である。まず、価格は不安定である。石油を取れば、1973 年から 1979 年まで大幅な価格上昇があったが、それ以降は下落している。したがって、生産、開発などが不確実となる。

特に、コストの高い油田の開発では、高い価格が維持されないと資源地代は生じないし、税収も得られないからである。APT はこのような不確実性に対して、まず投資家に投資することの利益を確保させて、その後で利潤に課税するのである。

第二は、政府の資源に対する長期的な考え方である。短期的に政府が収入をあげるためにはロイヤルティーがある。また、経営のノウハウや将来の操業を考えて政府参加 (participation) が考えられるかもしれない。APT は、短期ではなく、長期をかけて経済的地代を吸収しようとするものである。同様に企業といえども、あまりにも短期的な考え方をするものではないと考えられる (しかし、戦争になるとか、接収に近い将来起きるといような場合には、企業の行動はきわめて短期的なものにならざるをえないであろう)。

3. RRT の計算例

資源地代税の仮説的な計算例を説明することによって RRT のコンセプトを考えてみよう。下表はある石油開発プロジェクトの 15 年間にわたる状況を示している。第 1 列目の数字は、プロジェクトから予想される正味金銭収支 (Net Cash Flow=NCF) を示している。これは、収入から資本支出を含む総支出を差し引いたもので、各年度の正味金銭収支を示す。単位を 10 億ドルとすれば、第 1、第 2 年目は 1000 億ドルの赤字である。第 4 年目に入ってこのプロジェクトの正味金銭収支は 100 億ドルとなり黒字に転化する。

第 2 列目の数字が示すものは、累積正味金銭収支とよばれている。これは、プロジェクトの機会費用を考えるものであり、2 年目の数字は、1 年目の正味金銭収支 -1000 億ドルに、このお金を他に転用した場合の収益率 (ここでは 20%/年と仮定している) を掛け、元本に加えたもの (すなわち -1000 に 1.20 を掛けたもの) である -1200 億ドルに 2 年目の正味金銭収

2 段階の APT⁴⁾

年	(1) NCF	(2) ANCF (20%)	(3) APT (50%)	(4) ANCF (30%)	(5) APT (60%)	(6) Total APT
1	-100	-100		-100		
2	-100	-220		-230		
3	-50	-314		-349		
4	+10	-367		-444		
5	+130	-310		-447		
6	+180	-192		-401		
7	+280	+50	25	-266		25
8	+230	+230	115	-231		115
9	+200	+200	100	-200		100
10	+170	+170	85	-175		85
11	+170	+170	85	-143		85
12	+160	+160	80	-105		80
13	+160	+160	80	-57		80
14	+150	+150	75	+1	1	76
15	+150	+150	75	+75	45	120

支 -1000 を加えた -2200 億ドルとなる。すなわち、第 2 列目の累積正味金銭収支 (Accumulated Net Cash Flow=ANCF) とは、投下資本の機会費用を複利計算で将来に引き延ばした数字を示しているのである。

したがって第 7 年目の +50 という数字は、収益率 20% で資本を運用したとすれば、このプロジェクトの 7 年目にしてやっと利潤 500 億ドルが生まれると計算できる、ということを示す。

8 年目以降には第 1 列の NCF と同様の数値が入れられている。これは、すでに回収が終了すれば、それ以降は NCF がタックスベースになることを意味している。

APT は、その性格よりしてまず投資家に投資の適正利潤 (この場合には 20%/年) を回収させて、その後に課税する方式である。したがって、第 3 列目の APT は 7 年目以降に課税され、しかもそのタックスベースは NCF ではなく ANCF となっている。7 年目の APT は 50% の税率で 500 億ドル $\times 0.5 = 250$ 億ドルとなっているのである。

第 4 列目は、さらに機会費用を高目に考えて (ここでは 30%/年)、同様にして 14 年目に ANCF が正の値になった時以降に課税をしようとするタックスベースを計算している。15 年目の数字は NCF 1500 億ドルから支払済みの APT の分 750 億ドルを差し引いた 750 億ドルがタックスベースになることを示している。

第 5 列は、これらの正のタックスベースに対して、60% の税率で、さらに超過利潤を吸収しようとしている。第 6 列は、第 3 列と第 5 列の課税を合計した総支払租税額を示すものである。

このように APT は、まず最初に費用を控除するために、ロイヤルティーなどと併用したものも考えられるが⁵⁾、計算方式は全く同様である。

4. APT の利点および欠点

A. APT の利点

APT が協約に採用されれば、コストや価格、生産の将来の動向を予想する必要はない。というのは、利潤がどのように変動しようともその時点で自動的に課税されるから、「安定性」がある。

また、資本支出が全額控除されるから、その他の方式のように控除という形での投資の回収に時間がかかることはない。場合によっては、ロイヤルティーが逆進的になることもあるが、APT ではそのような心配はない。

また、APT の場合には、プロジェクトに会社が投資をするかどうかの決定は、税の賦課によって影響されることはないという意味で中立的である。確実性の下では、任意に設定される資本の機会費用が投資家の期待収益率 (the threshold rate of return) に等しければ、APT は中立的であるといえる。このために、限界的な油田の開発がそこなわれることもない。すなわち、利潤が生じるまでは税を支払わなくてもよいからである。

さらに、政府はプロジェクトからの収益と費用をチェックしさえすれば、APT の額を知ることができるので、他の方法に比較すれば政府が租税について強い立場に立てることになる。

B. 不利な点

投資額が回収されるまでは課税できないという APT の方式では、政府の収入がきわめて遅くなって、外貨収入が不足することになりがちである。また、プロジェクトのリスクを背負うことになるかもしれない。ロイヤルティーの場合には、プロジェクトからの最小部分の分け前を政府は入手できる。

また、企業が早期の投資の回収のために生産を加速した場合には、APT の支払いが加速されるけれども、回収の損失が発生して、国家のシェアが

低下するかもしれない。

さらに、政府の監督の能力という点からすれば、費用の評価という点で政府の能力に問題がありうる。

外国企業の海外での課税が控除されるような税制の下では、むしろ伝統的な方式の方が全額控除されることになり、租税支払い額が少なくなるという利点がある。

また、費用が全額控除されることから、企業側にわざと費用をふくらましてりすることも考えられ、効率性の問題を生むことになる。

5. 実際の適用例

実際に APT が適用されている事例としては、1978 年に鉱山操業でパプア・ニューギニア、1981 年に石油開発でタンザニアがシェル/エッソとの生産分与契約と併用して、1982 年に赤道ガイアナが石油の操業について、があげられる。(詳しい税率の数値は文献〔2〕の 46, 47 ページに示されている。)

〔註〕

- 1) 山田健治 (1987), 『北海油田の開発政策 (増訂版)』。
- 2) 同上書。
- 3) 以下は、次の文献に主として拠っている。Christopher Goss (1986), *Petroleum and Mining Taxation: Handbook on a Method for Equitable Sharing of Profits and Risk*, Policy Studies Institute and Royal Institute of International Affairs, Gower Publishing Company, Ltd.
- 4) 同上書, Table 6 (p. 28)。
- 5) 同上書, Table 13, 14, 15 (pp. 58-60)。

〔参考文献〕

- 〔1〕 Arvind Virmani, *Tax and Contractual Arrangements for the Exploitation of Natural Resources*, World Bank Staff Working Papers No. 752, The World Bank, Washington, D.C., 1985.
- 〔2〕 Christopher Goss, *Petroleum and Mining Taxation: Handbook on a Method*

for Equitable Sharing of Profits and Risk, Policy Studies Institute and Royal Institute of International Affairs, Gower Publishing Company, Ltd., 1986.

- [3] Chris Rowland & Danny Hann, *The Economics of North Sea Oil Taxation*, Macmillan Press, 1987.
- [4] D. C. L. Nellor, "Taxation of the Australian Resources Sector," in (eds.) L. H. Cook and M. C. Porter, *The Minerals Sector and the Australian Economy*, George Allen & Unwin Ltd., 1984.
- [5] Keith F. Palmer, "Mineral Taxation Policies in Developing Countries: An Application of Resource Rent Tax," *Staff Paper*, Vol. 27, No. 3, Sep., 1980.
- [6] Ross Garnaut & Anthony Clunies Ross, "Uncertainty, Risk Aversion and the Taxing of Natural Resource Projects," *The Economic Journal*, June 1975.
- [7] ———, "The Neutrality of the Resource Rent Tax," *The Economic Record*, Sep., 1975.
- [8] Ashgar A. Mattar 「石油の探鉱・開発にともなうリスクと投資 (非産油発展途上国スーダンを例として)」『石油の開発と備蓄』(石油公団) 1988年2月号 (Vol. 21, No. 1)。